

①

市民・産業委員会資料

(市民生活局関係)

令和2年8月28日

- 資料No. 1 瀬戸内市新火葬場（仮称）について 1
- 資料No. 2 指定管理者の募集について（岡山市社会体育施設） 2
- 資料No. 3 指定管理者の募集について
（岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール） 6



瀬戸内市新火葬場（仮称）について

1. 主な経過

- 平成28年 7月 瀬戸内市から岡山市へ新火葬場整備について連携協議申し入れ
 平成28年11月 岡山市から瀬戸内市へ協議を進める旨の回答
 平成29年 2月 瀬戸内市が「瀬戸内市新火葬場整備基本計画」を策定
 平成30年 2月 瀬戸内市長から岡山市長へ事業の進捗説明
 令和元年12月 瀬戸内市から岡山市へ用地買収完了の報告
 ～ 事務調整 ～
 令和2年 8月 瀬戸内市・岡山市両市長による基本合意（確認書締結）

2. 事業概要

- 所在地：瀬戸内市邑久町庄田及び尻海地内
 施設名称：瀬戸内市新火葬場（仮称）
 施設規模：区域面積 45,924㎡
 敷地面積 8,970㎡
 延床面積 約1,400㎡（計画）
 施設構成 人体火葬炉（4基）、収骨室、待合室 他
 連携手法：岡山市から瀬戸内市への「事務の委託」（根拠法：地方自治法）
 対象事業費：約21億円（用地取得費等を含む総事業費は約24億円）

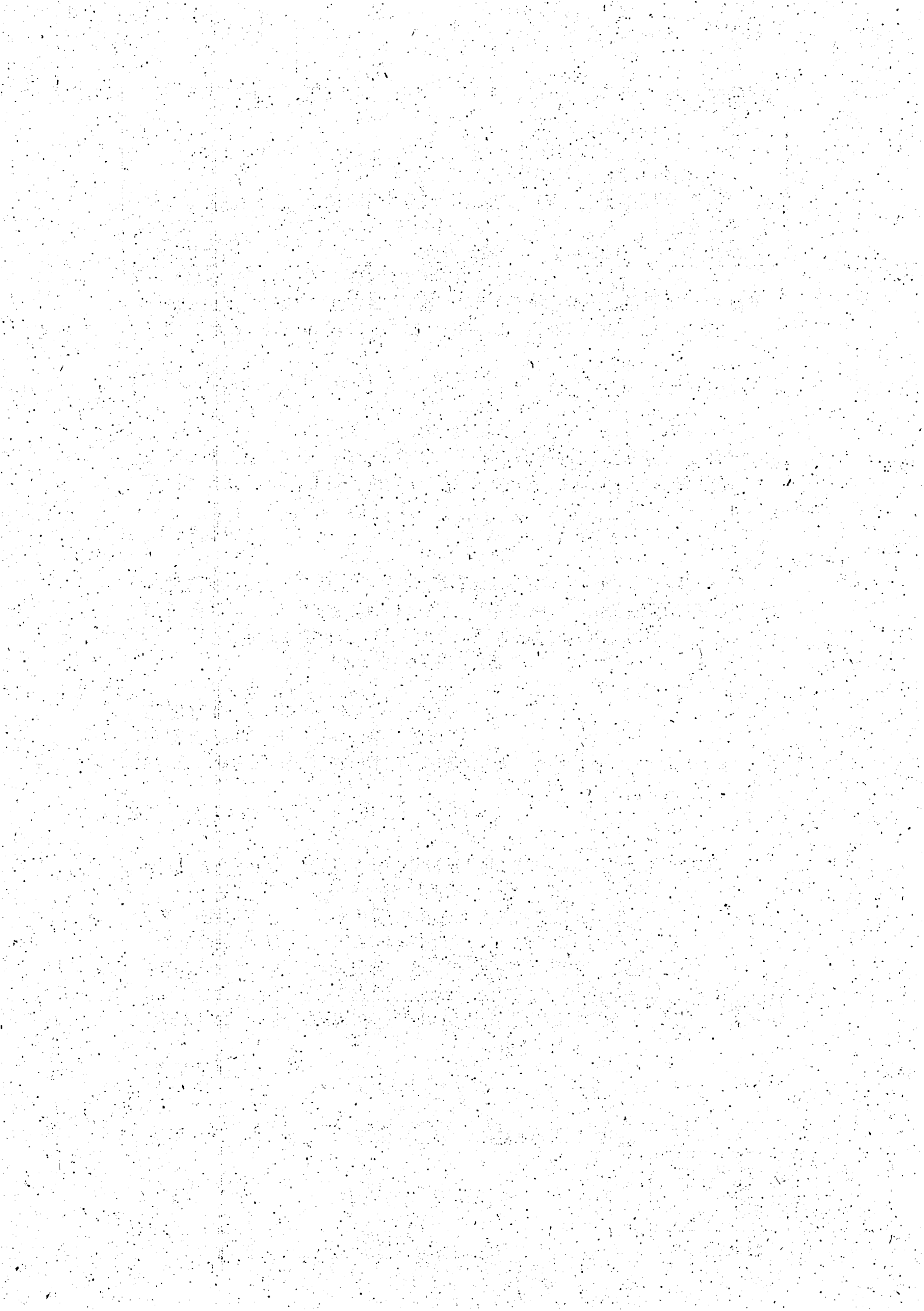
3. 費用負担

- 整備費：約21億円を、炉数（各2基）で按分（10億5千万円を上限）
 運営費：運営費の総額から、使用料等の収入を控除した額の12.5%を両市がそれぞれ負担し、残り75%を両市火葬件数の実績で按分

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・令和2年9月定例会市議会に「規約・補正予算」を提出 ※瀬戸内市は8月
- ・両市議会で議決後、協定締結、告示、届出（県知事）の手続きを経て事業着手
- ・事業計画（予定）の主なものは次のとおり

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・土木工事 (進入路/造成)	・土木工事 (進入路/造成)	・土木工事 (進入路/造成) ・火葬場設計	・土木工事 (進入路/造成) ・火葬場設計 ・本体工事 (建築/火葬炉/ 外構)	・本体工事 (建築/火葬炉/ 外構) 完成・供用開始



指定管理者の募集について（岡山市社会体育施設）

施設名	岡山市社会体育施設（25施設）			
公募の趣旨	指定管理期間の満了に伴い、当該施設の更なるサービス向上や効果的かつ効率的な運営を目指すため、施設全体を管理運営する指定管理者の公募を行うもの。			
施設の設置目的	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため。			
所在地	別添 施設概要のとおり			
施設内容	別添 施設概要のとおり			
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 施設の利用予約、受付 施設の利用許可、利用料金の収納 施設の維持管理等 建築基準法第12条に規定する点検の実施 施設内遊具の必要な点検の実施 アリーナ床板の適切な維持管理の実施 コロナウイルス感染症対策の実施 指定緊急避難場所の開設（瀬戸町総合運動公園、江尻レストパーク） 施設の清掃・警備業務 施設の設置目的（スポーツの振興、体力づくり、市民の健康的な生活の向上）を効果的に達成するための自主事業 			
応募者資格条件	<ul style="list-style-type: none"> 法人その他の団体であること。（グループでの応募も可能） 管理運営できる経営の規模、能力を有すること。 岡山市内に事業活動の拠点があること。 同様の施設の管理運営実績があること。 欠格事項（国税、地方税の滞納等）に該当しないこと。 現地説明会に必ず出席すること。 			
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）			
公の施設の区分及び配点割合	ソフト事業の展開を期待する公の施設		収支計画	事業計画等
			30%	70%
選定基準	審査事項	合計	収支計画	事業計画等
	配点	500	150	350
募集要項配布期間	令和2年9月1日（火）～令和2年9月14日（月）			
現地説明会日時	令和2年9月16日（水） 14時から			
募集受付期間	令和2年9月23日（水）～令和2年9月30日（水）			

※添付資料 ①社会体育施設概要

②岡山市社会体育施設指定管理者選定基準

社会体育施設概要

	施設名	所在地	施設内容
1	奥市公園補助野球場	中区奥市 3番11号	軟式野球2面 (110m×80m)
2	奥市公園野球場	中区奥市 3番11号	両翼87m、センター104m
3	奥市公園相撲場	中区奥市 3番11号	相撲場 1面
4	当新田公園サッカー場	南区当新田488	サッカー場1面 (土・105m×66m)
5	二日市公園テニスコート	北区二日市町51	ハードコート4面 (硬式・軟式両用)
6	向州公園補助野球場	東区向州	軟式野球1面 (90m×80m)
7	向州公園テニスコート	東区向州	クレーコート3面 (硬式・軟式両用)
8	上道公園野球場	東区竹原488	軟式野球2面 (120m×90m)
9	神崎山公園競技場	東区神崎町744	陸上競技場 (400mトラック 8レーン) 芝サッカー場 (105m×68m) (※陸上競技場は、日本陸連第3種公認競技場の公認再取得に向けて改修予定あり)
10	足守テニスコート	北区足守718番地	クレーコート2面 (硬式・軟式両用)
11	牟佐スポーツ広場	北区牟佐1177番地1	砂入り人工芝コート3面、 多目的広場
12	西大寺武道館	東区西大寺東二丁目1番80号	剣道場、柔道場
13	野山武道館	北区野殿西町1650番地	剣道場、柔道場
14	吉備津弓道場	北区吉備津931番地	近的5人立
15	小串スポーツ広場	南区小串1037番地1	軟式野球1面、少年ソフト2面 砂入り人工芝1面
16	桑野スポーツ広場	中区桑野291番地8	軟式野球1面、少年ソフト2面 サッカー1面
17	財田スポーツ広場	中区長岡4番地101	少年ソフト2面、 芝サッカー場 (105m×68m)
18	興除テニスコート	南区中畦589番地3	砂入り人工芝コート3面
19	東山プールテニスコート ・バレーボールコート	中区赤坂本町11番50号	クレーコート2面 (硬式・軟式両用) バレーボールコート1面
20	灘崎野球場	南区北七区61番地 4	軟式野球場 1面 (両翼85m、センター105m)
21	灘崎体育センター	南区彦崎2686番地	アリーナ
22	瀬戸町総合運動公園	東区瀬戸町南方1311番地	体育館 (メインアリーナ、サブアリーナ、会議室2、トレーニング室) 野球場 (両翼91m、センター120m) テニスコート (クレーコート 8面、壁打コート 1面) 多目的グラウンド (200m×100m) のびのび広場、野外ステージ
23	瀬戸町江尻レストパーク	東区瀬戸町江尻990番地	多目的広場 (人工芝)、管理棟 レクリエーション広場
24	瀬戸町カヌー艇庫	東区瀬戸町大内 1795番地2, 1847番地 1	カヌー艇庫、会議室
25	山田グリーンパーク	南区山田2263番地2	両翼100m、センター122m 砂入り人工芝コート3面 サッカー場兼ソフトボール場1面 ローラースケート場、ゲートボール場、遊具

岡山市社会体育施設指定管理者選定基準

分類	審査事項	着眼点
事業計画等	(1) 施設の設置目的・管理運営方針の理解 [合目的性] 【40点】	
	① 管理運営に対する理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的、性格及び管理運営業務の範囲を十分に理解し、管理運営に対して明確かつ適切な理念や基本方針を持っているか。 ・指定管理者となることへの意欲が感じられるか。
	② 平等利用に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等な利用について考慮されているか。
	(2) 運営体制や組織 [責任性、実行性] 【120点】	
	① 施設の管理運営に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営業務を適切に実施する計画となっているか。 ・施設・設備等のメンテナンスを適切に実施し、快適な施設環境を確保する計画となっているか。 ・経営実績のある施設の数及び規模が、指定する施設と同程度、又はそれ以上か。 ・安定的な管理運営を継続できるか。
	② 職員配置・人材育成等に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に必要な人員、資格者等が十分確保されているか。 ・業務分担に偏りがなく、また、勤務体制、勤務ローテーション等に無理はないか。 ・被用者の賃金は地域別最低賃金を上回っており、また、社会保険への加入など、被用者の労働条件に関する配慮はされているか。 ・施設の職員の資質や能力の向上を図るための研修計画や資格取得方針があるか。
	(3) 社会的要請への対応 [社会性] 【40点】	
	① 地域振興・活性化等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・地元雇用に対する配慮はされているか。 ・地域振興・活性化等に寄与する計画があるか。また、内容は適切か。
	② 障害者・高齢者の雇用促進への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等として高齢者の雇用促進に対する配慮はされているか。 ・団体等として障害者の雇用促進に対する配慮はされているか。
	③ 男女共同参画への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等として男女が共同して働きやすい職場づくりをしているか。
	④ 環境保護への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市グリーンカンパニー、ISOなどを取得しているなど、環境保護への配慮はされているか。
	(4) 安全・安心の確保 [安全性] 【30点】	
	① 安全対策・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生を予防するための対策、体制が用意されているか。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の考え方や対策は適正か。 ・緊急時の対応マニュアル及び連絡体制の整備や、職員への研修計画など、緊急時に適切に対処する体制が用意されているか。
	② 個人情報保護に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する規程等の整備や、職員への研修計画など、適正な個人情報の保護に向けた体制が用意されているか。
	③ 情報公開等に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開に関するマニュアル等を整備するなど、情報公開や監査請求に適切に対処できる体制が用意されているか。

事業計画等	(5) 施設の利用促進とサービス向上への取組み【独創性】 【120点】	
	① 利用促進への取組み	・施設の利用者増加に結びつく具体的な計画があるか。また、実現は可能か。（※自主事業を除く。）
	② サービス向上への取組み	・市民サービスの向上に結びつく具体的な計画があるか。また、十分なサービス向上が見込まれるか。（※自主事業を除く。） ・苦情、要望等を正確に把握し、適切に対処する体制が用意されているか。また、市民サービスの向上に結びつくものとなっているか。
	③ 自主事業計画	・施設の利便性向上に寄与する自主事業計画となっているか。 ・施設の利用者増加に結びつく自主事業計画となっているか。 ・計画期間や実施回数等は適切か。また、管理運営に支障のない計画となっているか。 ・収益が見込めるか。また、収益の利用目的は適切か。
収支計画	(1) 適切な収支の算定【経済性】 【150点】	
	① 収支計画	・収支計画の積算（利用料金の設定含む）は妥当か。また、管理運営に支障のない積算となっているか。
	② 指定管理料	・指定管理料の提案額はいくらか。

【合計 500点】

- * いずれかの審査項目の内容で、評価点が得られなかった場合は、失格となることがあります。
- * 避難場所の開設運営については、評価対象としていません。

指定管理者の募集について

(岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール)

施設名	岡山市立市民屋内温水プール及び岡山市東山プール		
公募の趣旨	指定管理期間の満了に伴い、当該施設の更なるサービス向上や効果的かつ効率的な運営を目指すため、施設全体を管理運営する指定管理者の公募を行うもの。		
施設の設置目的	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため。		
所在地	南区豊成一丁目4番22号、中区赤坂本町11番50号		
施設内容	<p>岡山市立市民屋内温水プール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール 50m×9コース ・補助プール 25m×6コース (児童用) ・変形プール (幼児用) ・トレーニング室 ・和室, 会議室 等 <p>竣工 昭和54年3月</p> <p>岡山市東山プール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール 50m×22m ・幼児用プール 20m×10m ・ロッカールーム 等 <p>竣工 昭和37年7月</p>		
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 施設の利用予約、受付 施設の利用許可、利用料金の収納 施設の維持管理 等 建築基準法第12条に規定する点検の実施 コロナウイルス感染症対策の実施 施設の清掃・警備業務 ・施設の設置目的 (スポーツの振興、体力づくり、市民の健康的な生活の向上) を効果的に達成するための自主事業 		
応募者資格条件	<ul style="list-style-type: none"> ・法人その他の団体であること。(グループでの応募も可能) ・管理運営できる経営の規模、能力を有すること。 ・岡山市内に事業活動の拠点があること。 ・同様の施設の管理運営実績があること。 ・欠格事項 (国税、地方税の滞納等) に該当しないこと。 ・現地説明会に必ず出席すること。 		
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)		
公の施設の区分及び配点割合	ソフト事業の展開を期待する公の施設	収支計画	事業計画等
		30%	70%
選定基準	審査事項	合計	収支計画
	配点	500	150
			事業計画等
			350
募集要項配布期間	令和2年9月1日 (火)～令和2年9月14日 (月)		
現地説明会日時	令和2年9月16日 (水) 9時30分から		
募集受付期間	令和2年9月23日 (水)～令和2年9月30日 (水)		

※添付資料 岡山市立市民屋内温水プール及び岡山市東山プール指定管理者選定基準

岡山市立市民屋内温水プール及び岡山市東山プール 指定管理者選定基準

分類	審査事項	着眼点
事業計画等	(1) 施設の設置目的・管理運営方針の理解【合目的性】 【40点】	
	① 管理運営に対する理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的、性格及び管理運営業務の範囲を十分に理解し、管理運営に対して明確かつ適切な理念や基本方針を持っているか。 ・指定管理者となることへの意欲が感じられるか。
	② 平等利用に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等な利用について考慮されているか。
	(2) 運営体制や組織【責任性、実行性】 【120点】	
	① 施設の管理運営に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営業務を適切に実施する計画となっているか。 ・施設・設備等のメンテナンスを適切に実施し、快適な施設環境を確保する計画となっているか。 ・プールについて、施設の管理運営業務を適切に実施する計画、施設・設備等のメンテナンスを適切に実施する計画となっているか。 ・経営実績のある施設の数及び規模が、指定する施設と同程度、又はそれ以上か。 ・安定的な管理運営を継続できるか。
	② 職員配置・人材育成等に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に必要な人員、資格者等が十分確保されているか。 ・業務分担に偏りがなく、また、勤務体制、勤務ローテーション等に無理はないか。 ・被用者の賃金は地域別最低賃金を上回っており、また、社会保険への加入など、被用者の労働条件に関する配慮はされているか。 ・施設の職員の資質や能力の向上を図るための研修計画や資格取得方針があるか。
	(3) 社会的要請への対応【社会性】 【40点】	
	① 地域振興・活性化等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・地元雇用に対する配慮はされているか。 ・地域振興・活性化等に寄与する計画があるか。また、内容は適切か。
	② 障害者・高齢者の雇用促進への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等として高齢者の雇用促進に対する配慮はされているか。 ・団体等として障害者の雇用促進に対する配慮はされているか。
	③ 男女共同参画への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等として男女が共同して働きやすい職場づくりをしているか。
	④ 環境保護への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市グリーンカンパニー、ISOなどを取得しているなど、環境保護への配慮はされているか。
	(4) 安全・安心の確保【安全性】 【30点】	
	① 安全対策・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生を予防するための対策、体制が用意されているか。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の考え方や対策は適正か。 ・緊急時の対応マニュアル及び連絡体制の整備や、職員への研修計画など、緊急時に適切に対処する体制が用意されているか。
	② 個人情報保護に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する規程等の整備や、職員への研修計画など、適正な個人情報の保護に向けた体制が用意されているか。
	③ 情報公開等に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開に関するマニュアル等を整備するなど、情報公開や監査請求に適切に対処できる体制が用意されているか。

事業計画等	(5) 施設の利用促進とサービス向上への取組み【独創性】 【120点】	
	① 利用促進への取組み	・施設の利用者増加に結びつく具体的な計画があるか。また、実現は可能か。（※自主事業を除く。）
	② サービス向上への取組み	・市民サービスの向上に結びつく具体的な計画があるか。また、十分なサービス向上が見込まれるか。（※自主事業を除く。） ・苦情、要望等を正確に把握し、適切に対処する体制が用意されているか。また、市民サービスの向上に結びつくものとなっているか。
	③ 自主事業計画	・施設の利便性向上に寄与する自主事業計画となっているか。 ・施設の利用者増加に結びつく自主事業計画となっているか。 ・計画期間や実施回数等は適切か。また、管理運営に支障のない計画となっているか。 ・収益が見込めるか。また、収益の利用目的は適切か。
収支計画	(1) 適切な収支の算定【経済性】 【150点】	
	① 収支計画	・収支計画の積算（利用料金の設定含む）は妥当か。また、管理運営に支障のない積算となっているか。
	② 指定管理料	・指定管理料の提案額はいくらか。

【合計 500点】

* いずれかの審査項目の内容で、評価点が得られなかった場合は、失格となることがあります。

